

# 行政機関による法令適用事前確認手続の 実施状況調査の結果（平成18年度）

## 第1 調査の趣旨等

### 1 調査の趣旨

「行政機関による法令適用事前確認手続」は、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表するものである。

この手続については、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定、平成16年3月19日改正。資料1）において、その指針（以下「閣議決定指針」という。）を定めている。

この調査は、（ ）閣議決定指針において、「本手続が適切に実施されるよう、総務省は各府省における実施状況をフォローアップし、公表する」とこととされていること、（ ）「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）においても、「同手続が適切に実施されるよう、総務省はその実施状況をフォローアップし、公表する」とこととされていることを踏まえ、実施したものである。

なお、閣議決定指針は、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の一部改正について（平成19年6月22日閣議決定）により改正されたが、本調査は、平成18年度における実施状況調査であり、同改正以前の状況を把握するものである。

### 2 調査事項

- (1) 法令適用事前確認手続による照会・回答内容の公表状況
- (2) 細則、対象法令の見直し状況
- (3) 手続に係る国民・事業者への周知等の実施状況

## 第2 調査結果

### 1 法令適用事前確認手続による照会・回答内容の公表状況

(照会・回答件数)

各省庁等が法令適用事前確認手続の対象として国民等から照会があったものに対して回答を行い、平成18年度中にその公表を行った案件は、表1のとおり、5省庁等で計11件(17年度調査結果比3件増)となっている(各照会・回答内容等の詳細については資料2参照)。

表1 照会・回答件数

省 庁 等 名	照会・回答件数	関係法令名 ( )内は件数
公正取引委員会	1	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (1)
金 融 庁	4	保険業法(2)、貸金業の規制等に関する法律(1)、信託業法(1)
総 務 省	1	電気通信事業法(1)
法 務 省	1	出入国管理及び難民認定法(1)
経 済 産 業 省	4	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(1)、電気用品安全法(1)、高圧ガス保安法(1)、電気設備に関する技術基準を定める省令(1)

(注)これらのほかに、照会書が提出されたものの、回答を受ける前に照会者が取り下げた案件が金融庁において6件ある。

(照会から回答までの期間)

閣議決定指針においては、「各府省は、原則として、照会者からの照会書が照会窓口到達してから30日以内(具体的回答期間は、各府省が細則で定める。)に、照会者に対する回答を行うものとする。」とされている。上記11件について、照会から回答までの期間(補正に要した日数を除く。)をみると、表2のとおり10件(90.9%)が30日以内となっており、残りの1件は、回答に当たり慎重な判断を行う必要があったとして、回答期間を延長している。

(回答から公表までの期間)

照会及び回答内容の公表時期については、同指針により「照会者名並びに

照会及び回答内容は、原則として回答を行ってから30日以内に公表するものとする。」とされている。上記11件について、回答から公表までの期間をみると、表2のとおり、すべての案件において30日以内に公表がなされている。

表2 照会から回答までの期間及び回答から公表までの期間

区分	30日以内	31日以上
照会から回答まで	10 (90.9%)	1 (9.1%)
回答から公表まで	11 (100%)	0 (0%)

(注1) いずれの期間も補正に要した日数を含まない。

(注2) 詳細は別表参照。

## 2 細則、対象法令の見直し状況

閣議決定指針により、各府省は、法令適用事前確認手続の具体的実施方法等について細則を定めるとともに、同手続の対象法令(条項)を確定・公表することとされており、平成18年度末現在、13省庁等(公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)がそれぞれ細則を定めている。

各省庁等では、所管法令の制定、改廃等を踏まえ、対象法令及び条項の見直しが必要なものについては、追加・削除等の措置を行っている。平成18年度には、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省及び環境省において、対象法令及び条項の見直しが行われた。

(注) 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁及び防衛省は、対象とすべき所管法令がないとして、手続を導入していない。

## 3 手続に係る国民・事業者への周知の実施状況等

手続を導入しているすべての省庁等が、ホームページでの周知を実施している。また、照会者の利便向上に係る措置を講じている例として、照会内容が複数の担当課室に係る案件については、窓口課において一括して受け付けることとしている、照会書の様式をホームページからダウンロード可能としている、などがみられた。

別表 照会、回答及びその公表状況

案件番号	府省名	照会・回答に関わる法令名	照会年月日	回答年月日	(A) 照会から回答までの日数 (補正に要した日数を除)	補正日数	(A)が30日を超えた理由	公表年月日	(B) 回答から公表までの日数	(B)が30日を超えた理由
1	公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	H18.9.28	H18.12.15	17	62	-	H18.12.15	0	-
2	金融庁	保険業法	H18.2.16	H18.4.6	29	20	-	H18.4.6	0	-
3		貸金業の規制等に関する法律	H18.7.10	H18.7.21	11	0	-	H18.7.21	0	-
4		信託業法	H18.12.9	H18.12.14	5	0	-	H18.12.18	4	-
5		保険業法	H19.1.9	H19.1.25	16	0	-	H19.1.25	0	-
6		総務省	電気通信事業法	H18.3.13	H18.4.10	28	0	-	H18.5.9	29
7	法務省	出入国管理及び難民認定法	H18.12.25	H19.1.23	29	0	-	H19.2.7	15	-
8	経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令	H18.6.23	H18.6.26	3	0	-	H18.7.6	10	-
9		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	H18.8.17	H18.10.2	46	0	回答にあたり慎重な判断を必要としたため	H18.10.2	0	-
10		電気用品安全法	H18.11.28	H18.12.8	10	0	-	H18.12.8	0	-
11		高圧ガス保安法	H19.2.13	H19.2.28	15	0	-	H19.3.12	12	-

# 資 料

資料1 「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(閣議決定)  
【平成19年3月31日現在】

..... 1

資料2 法令適用事前確認手続 照会・回答事例

公正取引委員会..... 4

金 融 庁..... 5

総 務 省..... 9

法 務 省..... 10

経 済 産 業 省..... 11

## 行政機関による法令適用事前確認手続の導入について

〔平成 13 年 3 月 27 日閣議決定〕  
〔平成 16 年 3 月 19 日閣議決定改正〕

経済構造の変革と創造のための行動計画（第 3 回フォローアップ）（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）において、「IT 革命の到来等の中で、民間企業の事業活動が迅速かつ公平に行われることを視野に入れて、行政処分を行う行政機関がその行政処分に関する法令解釈を迅速に明確化する手続を、我が国の法令体系に適合した形で導入を図ることとし、その検討に着手するとともに、一定の分野において平成 13 年度（2001 年度）から実施する。」こととされたことを踏まえ、平成 13 年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとする。また、このことは「e-Japan 戦略」（平成 13 年 1 月 22 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）において、「既存ルールの解釈の明確化（ノーアクションレターの導入）」を行うこととされている趣旨にも沿うものである。

このため、上記の分野に関し、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続の指針を下記のとおり定める。

なお、具体的実施方法等については、本指針の範囲内で、各府省（その外局を含む。以下同じ。）において「細則」を定め、これを公表するものとする。

## 記

## 1 対象

## (1) 対象法令の分野

本指針は、民間企業等の事業活動に係る法令を対象とするが、各府省の判断により、その他の分野に係る法令を対象とすることを妨げるものではない。

## (2) 対象法令（条項）の範囲

本指針の対象は、上記(1)に掲げる法令の条項のうち、次のいずれかに該当するものであって、民間企業等の事業活動に係るものとする。ただし、地方公共団体が処理する事務（法定受託事務及び自治事務）に係るものは対象としない。

当該条項が申請（行政手続法（平成 5 年 11 月 12 日法律第 88 号）第 2 条第 3 号にいう申請をいう。）に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合

当該条項が不利益処分（行政手続法第2条第4号に定める不利益処分をいう。）の根拠を定めるものである場合

(3) 対象法令（条項）の確定・公表

各府省は、当該府省において本指針に基づき対象とする条項を確定し、公表するものとする。

2 照 会

各府省は、次に掲げる要件を備えた民間企業等（以下「照会者」という。）からの照会を細則で定める照会窓口において受け付けるものとする。

将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実を書面（電子的方法を含む。）により示すこと。

上記1(3)に基づき、各府省が確定、公表した条項のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項を特定すること。

照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意していること。

なお、各府省は、上記において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠を明示すること等の要件を合理的かつ必要な範囲内で細則において付加することができる。

3 回 答

(1) 回答期間

各府省は、原則として、照会者からの照会書が照会窓口には到達してから30日以内（具体的回答期間は、各府省が細則で定める。）に、照会者に対する回答を行うものとする。ただし、各府省は、慎重な判断を要する場合、担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じる場合等合理的な理由がある場合には、30日を超える回答期間を細則で定めることができる。

設定された回答期間内に回答を行うことができない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知しなければならない。

(2) 回答の方式

照会に対する回答は、書面（電子的方法を含む。）により行う（ただし、照会者が口頭で回答することに同意する場合については、この限りではない。）。

回答書においては、「本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない」旨明示する。

(3) 回答を行わない事案

各府省は、照会者からの照会に対し回答を行うことができない場合又は回答を行うことが適当でない場合については、回答を行わないことができる。

回答を行わない事案については、その要件等を細則であらかじめ定めおかなければならない。

照会に対し回答を行わない場合は、照会者に対し、その理由を通知しな

ければならない。

#### 4 照会者名並びに照会及び回答内容の公表

##### (1) 公表内容

照会者名並びに照会及び回答内容は、原則として、これをそのまま公表するものとする。

ただし、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)に定める不開示事由に該当している情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

##### (2) 公表時期

照会者名並びに照会及び回答内容は、原則として回答を行ってから30日以内に公表するものとする。

#### 5 導入時期

各府省は、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野については、導入についての検討を早急に進め、平成13年度中の可能な限り早期に実施するものとする。

#### 6 フォローアップ及び見直し

本手続が適切に実施されるよう、総務省は、各府省における実施状況をフォローアップし、公表する。

また、上記フォローアップ結果等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

#### 7 関連情報の提供等

本手続の趣旨・目的に照らし、各府省は、所管法令のコンメンタールの充実等法令適用に関連する諸情報の提供や審査基準・処分基準の公表に積極的に努めるものとする。



(府省名 公正取引委員会)

## 三菱ふそうトラック・バス株式会社及び日産ディーゼル工業株式会社によるバスの相互 OEM 供給について

## 1 照会年月日

平成 18 年 9 月 28 日

## 2 回答年月日

平成 18 年 12 月 15 日

照会から回答までの期間 79 日間

(うち補正に要した期間 62 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

## 3 照会・回答内容の公表年月日

平成 18 年 12 月 15 日

回答から公表までの期間 0 日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

## 4 照会内容の概要

三菱ふそうトラック・バス株式会社及び日産ディーゼル工業株式会社が、新たな排出ガス規制に適合したバスの供給を可能にするため、大型バス及び中型バスの一部について、エンジン及び完成車の相互 OEM 供給を行うことは、独占禁止法上問題となるか。

## 5 回答内容の概要

本件提携後も販売価格は独立して決定するとともに、本件提携に係る当事会社の間で、販売に係る情報交換が行われないための措置を構ずるとしていること、当事会社以外にも有力な競争業者が存在すること等、本件に関する事項を総合的に勘案した結果、本件提携によって、我が国におけるバスの製造販売分野における競争が実質的に制限される状況が生じるとは認められないことから、当事会社の行為は、独占禁止法上問題となるものではない。

## 6 担当局課名

経済取引局取引部相談指導室

保険業法第3条第1項の免許について

- 1 照会年月日  
平成18年2月16日
- 2 回答年月日  
平成18年4月6日  
照会から回答までの期間49日間  
(うち補正に要した期間20日間)  
回答までの期間を延長した場合、その理由
- 3 照会・回答内容の公表年月日  
平成18年4月6日  
回答から公表までの期間0日間  
(照会者からの公表延期要請 有 無)
- 4 照会内容の概要
- 5 回答内容の概要
- 6 担当局課名

貸金業の規制等に関する法律第2条第1項の貸金業の定義、及び同法第3条の貸金業の登録について

1 照会年月日

平成18年7月10日

2 回答年月日

平成18年7月21日

照会から回答までの期間11日間

(うち補正に要した期間0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成18年7月21日

回答から公表までの期間0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

照会者は、純粋持株会社であるが、グループにおける有利子負債の削減を目的として、照会者の子会社のうち特定の会社において四半期毎に生じた一定額以上の余剰資金をグループ金融規程に基づいて照会者が借入れを行い、当該借入れ及び外部からの資金調達により得られた資金等を原資に、照会者が子会社のうち特定の会社において必要となる運転資金、設備資金をグループ金融規程に基づいて貸し付けることを内容とするグループ金融制度を創設・運用するにあたり、照会者及び照会者に貸付を行う子会社(以下照会者等)には貸金業の規制等に関する法律第3条に基づく貸金業の登録が必要か。

5 回答内容の概要

照会者等が行おうとする行為は、貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する貸金業に該当せず、同法第3条に規定する登録の必要はない。

6 担当局課名

監督局総務課金融会社室

信託業法第3条の信託業の免許、及び同法第67条第1項の信託契約代理業の登録について

1 照会年月日

平成18年12月9日

2 回答年月日

平成18年12月14日

照会から回答までの期間5日間

(うち補正に要した期間0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成18年12月18日

回答から公表までの期間4日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

照会者は、個人向けの信託に関するコンサルティング業務(相談者に対して、遺言等に係る個人向けの信託の一般的な説明、個人向けの信託の資料の配布、相談者のニーズ・状況に応じた信託計画案の作成及びその説明、相談者への助言等を行うもの)の開始を検討しているが、このコンサルティング業務を営むにあたり、信託業法第3条に基づく信託業の免許、もしくは同法第67条第1項に基づく信託契約代理業の登録が必要か。なお照会者は、ある特定の信託会社(以下特定信託会社という)と紹介業務(信託会社に顧客候補を紹介する業務)を行う契約を既に締結している。

5 回答内容の概要

照会者が行おうとするコンサルティング業務は、相談者から信託の引受けを行うものでないことから、信託業には該当せず、信託業の免許は必要ない。  
また、照会者はコンサルティング業務を営もうとする一方で、既に特定信託会社のために紹介業務を営んでおり、相談者から信託会社の選定の求めがあれば、当該特定信託会社を選定・報告することがあるとしている。この場合には、コンサルティング業務と紹介業務の間に独立性が認められず、特定信託会社側に立つ要素が全くないとはいえないことから、特定信託会社のために信託契約の締結の媒介を行っているとするのが相当であり、信託契約代理業の登録が必要となる。

6 担当局課名

監督局銀行1課

保険業法第100条の他業の制限について

1 照会年月日

平成19年1月9日

2 回答年月日

平成19年1月25日

照会から回答までの期間16日間

(うち補正に要した期間0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成19年1月25日

回答から公表までの期間0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

照会者は、保険会社を設立し、保険業の免許を受けようとする者である。当該保険会社において、保険契約者または被保険者から、被保険者もしくは保険受取人(以下「受取人」という)に宛てたメッセージを預かり、受取人がインターネットを経由して閲覧を求めた場合に、当該メッセージを受取人に開示するというサービス(以下「メッセージサポートサービス」という)を有償又は無償で提供することは、保険業法第100条の他業禁止に抵触するか。

5 回答内容の概要

照会者が行おうとするメッセージサポートサービスは、

- ・保険契約者等に対してのみ行うものである
- ・本件業務の対価が無償、あるいは有償とするにしても保険料収入に比べ少額である
- ・保険引受けと機能的な親近性が認められ、かつ保険契約者等とのトラブルを避けるための方策を講ずることとされている
- ・保険業における顧客情報を管理するコンピューターシステムを活用するものである等から、他業禁止の趣旨にかんがみ、総合的に判断すると、保険業法第98条第1項に規定する付随業務に該当すると認められ、同法第100条違反とはならない。

6 担当局課名

監督局保険課

電気通信事業法第9条に規定する登録の必要の有無について

1 照会年月日

平成18年 3月13日

2 回答年月日

平成18年 4月10日

照会から回答までの期間28日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成18年 5月 9日

回答から公表までの期間29日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

親会社及びその関連会社(以下「親会社等」という。)の全拠点間を他社が提供する通信回線を使用して接続し、各社間における通信を可能な状態として、各社から実費プラス事務取扱手数料を徴収する行為は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第9条に規定する、「電気通信事業を営もうとする者」に該当するか。

5 回答内容の概要

「電気通信事業を営む」とは、電気通信役務を利用者に反復継続して、その料金を徴収し収益事業を行う場合をいう。この点、照会者が行おうとする、他社から電気通信役務の提供を受けてネットワーク構築を行い、親会社等の通信が行えるようにする行為は、他人の通信を媒介していることから、「電気通信役務」といえ、当該役務を反復して親会社等に提供し、実費に事務手数料を加える形で料金徴収することは、法第9条でいう「電気通信事業を営む」に該当する。

しかし、照会者は自ら電気通信回線設備を設置しないため、法第9条ただし書の規定により登録は不要となり、法第16条第1項に基づく届出を行う必要がある。

6 担当局課名

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課、同データ通信課

出入国管理及び難民認定法第 9 条第 1 項の上陸許可について

1 照会年月日

平成 18 年 12 月 25 日

2 回答年月日

平成 19 年 1 月 23 日

照会から回答までの期間 29 日間

(うち補正に要した期間 0 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成 19 年 2 月 7 日

回答から公表までの期間 15 日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の技術及び特定活動の在留資格に係る基準の特例を定める件(以下「IT 告示」という。)に定める情報処理技術に関する試験の合格者は、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令(以下「基準省令」という。)の技術の在留資格に係る基準第 1 号に規定する学歴及び実務経験を要しないものとされている。

平成 14 年の IT 告示の改正によって、中国信息产业部電子教育センターが実施する「プログラマー」が IT 告示第 6 号ハに定められた。その後、平成 16 年、中国において IT 試験の制度変更があり、これまで IT 告示の対象ではなかった「初級プログラマー」と「プログラマー」が「プログラマー」に一本化されるとともに、中国におけるすべての IT 試験が「高級・中級・初級」の三つの資格級別のいずれかに分類され、「プログラマー」は「初級」に分類された。

以上を踏まえ、平成 17 年 11 月合格の「プログラマー」の資格証書(資格級別「初級」)を有する中国人は、IT 告示第 6 号ハに該当するか、ひいては出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)第 9 条第 1 項の対象となるか確認したい。

5 回答内容の概要

法第 7 条第 1 項に規定するその他の上陸のための条件にはすべて適合していることを前提として、法第 9 条第 1 項の対象となる。

(理由)中国信息产业部電子教育センターが実施する「プログラマー」の試験に合格したことを証する資格証書を有している者は、IT 告示第 6 号ハに該当することにより、基準省令の技術の在留資格に係る基準第 1 号に適合しているものと認められる。

6 担当局課名

入国管理局参事官室

電気設備に関する技術基準を定める省令第10条、第11条及び第12条の適合性について

1 照会年月日

平成18年 6月23日

2 回答年月日

平成18年 6月26日

照会から回答までの期間 3日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成18年 7月 6日

回答から公表までの期間10日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

株式会社昭電が開発した、既存の直接設置方式の低圧電路を非接地方式の低圧電路へ容易に変更するといった機能を持つ装置が、電気設備に関する技術基準を定める省令第10条、第11条及び第12条に適合するか否か。

5 回答内容の概要

電気設備に関する技術基準を定める省令第10条、第11条及び第12条に適合していると判断してよい。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 電力安全課



「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の解釈について

1 照会年月日

平成18年 8月17日

2 回答年月日

平成18年10月 2日

照会から回答までの期間 46日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

回答にあたり慎重な判断を必要としたため。

3 照会・回答内容の公表年月日

平成18年10月 2日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

消費者への液化石油ガス供給について、販売事業者が切り替わる場合に、

法第14条第2項(書面の交付)において引継ぎ等が全くなされない、また、引継ぎの要請をしないことは違法か。

法第16条の2第2項(基準適合義務等)において供給設備の引継ぎ等が全くなされない、また、引継ぎの要請をしないことは違法か。

法第26条第3号(登録の取り消し等)において消費設備の引継ぎ等が全くなされない、また、引継ぎの要請をしないことは違法か。

緊急時対応において保安業務告示第2条では30分と規程があるが、これを1分でも越えた場合は違反になるか。

法第35条の10第1項(認定の取り消し)において保安確保機器の引継ぎ等が全くなされない、また、引継ぎの要請をしないことは違法か。

法第16条第2項(基準適合義務等)において一定条件整った場合は、消費設備を消費者に適正な対価による所有権の移転を認めているが、消費者がこれを無視することに対して消費者は違法か。また、旧販売事業者はこれを実行する義務があるか。新販売事業者が消費者から委任を受けた場合、新販売事業者が応じないことは違法か。

5 回答内容の概要

法第14条第2項(書面の交付)について、本法は引継ぎの要請の有無について規定をしていないため、本法に基づき違法性の判断は出来ない。

法第16条の2第2項(基準適合義務等)について、本法は引継ぎの要請の有無について規定をしていないため、本法に基づき違法性の判断は出来ない。

法第26条第3号(登録の取り消し等)について、本法は引継ぎの要請の有無について規定をしていないため、本法に基づき違法性の判断は出来ない。

法第34条第3項(保安機関の業務等)に関し、「原則として30分以内に到着」の距離との関係については、現実には昼間と夜間では交通事情も異なるため、一概に示すことは困難だが、一般的な目安として概ね20km以内との解釈をしている。

なお、「原則30分以内」とは、通常の交通事情において30分以内に到着できる体制を確保することを求めているもの。

法第35条の10第1項(認定の取り消し)について、本法は引継ぎの要請の有無について規定をしていないため、本法に基づき違法性の判断は出来ない。

法第16条第2項(基準適合義務等)について、省令第13条第6号には、供給設

備及び消費設備の所有関係、同条第9号には、消費設備に係る配管について、液化石油ガスの販売契約解除時に液化石油ガス販売事業者から一般消費者等に所有権を移転する場合の精算額の計算方法(当該配管の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。)が規定されており、一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があった場合において、消費設備に係る配管であって液化石油ガス販売事業者が所有するものについては、省令第16条第17号に基づき取り扱う必要がある。

また、省令第16条第17号は、消費設備に係る配管の移転について液化石油ガス販売事業者に課している規定であり、一般消費者等の違法性について判断するものではない。

6 担当局課名

資源エネルギー庁資源・燃料部 石油流通課  
原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課

電気用品安全法第 4 2 条の 5 の規定について

1 照会年月日

平成 1 8 年 1 1 月 2 8 日

2 回答年月日

平成 1 8 年 1 2 月 8 日

照会から回答までの期間 1 0 日間

( うち補正に要した期間 日間 )

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成 1 8 年 1 2 月 8 日

回答から公表までの期間 0 日間

( 照会者からの公表延期要請 有 無 )

4 照会内容の概要

中古の自動販売機を輸出するために、国内会社数社を経由して購入する。  
この国内流通ルートにおいて電気用品安全法第 1 0 条第 1 項の表示が付されていない商品の売買は、同法第 2 7 条の第 1 項に違反し、同法第 4 2 条の 5 の規定の対象となるか。

5 回答内容の概要

輸出を前提としている国内事業者への販売は、電気用品安全法第 2 7 条第 1 項の規定は適用されないため、同法第 4 2 条の 5 の規定の対象外である。

6 担当局課名

商務情報政策局商務流通グループ 製品安全課

高圧ガス保安法第 4 4 条第 4 項に基づく容器保安規則第 7 条等の解釈について

1 照会年月日

平成 1 9 年 2 月 1 3 日

2 回答年月日

平成 1 9 年 2 月 2 8 日

照会から回答までの期間 1 5 日間

( うち補正に要した期間 日間 )

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成 1 9 年 3 月 1 2 日

回答から公表までの期間 1 2 日間

( 照会者からの公表延期要請 有 無 )

4 照会内容の概要

海外への輸出を予定している高圧ガス容器について、  
事前に容器に塗色等をして、高圧ガス保安法第 4 4 条に規定される容器検査を受けることは可能か。  
高圧ガス保安法第 4 6 条に基づく表示をする必要があるか。

5 回答内容の概要

について

本件の場合、あらかじめ塗色前に容器外面の外観検査を受検することで、高圧ガス保安法第 4 4 条第 4 項に基づく容器保安規則第 7 条第 1 項第 4 号の規格への適合性を確認することが可能であるから、最終的な容器検査について、塗色等を行った上でこれを受検して差し支えない。

について

本件の容器は韓国に輸出されるものであり、あらかじめ譲渡されることが明らかであることから、容器保安規則第 1 0 条の規定に該当すると認められるので、高圧ガス保安法第 4 6 条の表示をする必要はない。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 保安課